見 積 説 明 書

<u>札幌市本庁舎玄関マット</u>広告事業にかかる公募型指名見積合せについては、 札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この見積説明書によ るものとする。

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条2丁目 札幌市総務局行政部庁舎管理課管理係 電話 011-211-2052

- 2 見積に付する事項
 - (1) 事業名

札幌市本庁舎玄関マット広告事業

(2) 事業の特質等 広告掲載仕様書による。

(3) 見積の方法

総価で見積に付する。契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって札幌市に納付する広告料の契約金額とするので、見積者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

- 3 見積説明書の交付場所及び問い合わせ先 上記1に同じ。
- 4 札幌市広告事業公募型指名見積合せ参加申請書の受付場所等
 - (1) 受付場所及び問い合わせ先 上記1に同じ
 - (2) 受付期間

令和7年7月1日(火)から令和7年7月11日(金)まで (土・日曜日、祝日を除く。9時から12時、13時から17時まで)

(3) 受付方法 持参又は送付(送付の場合は必着)

5 指名通知書の送付

見積参加希望者のうち指名者に決定した者に対して、<u>今和7年7月22日</u> (火)までに郵送またはFAXにて指名通知書を送付する。

6 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4~令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)に おいて、業種が「一般サービス業、9広告業」に登録されている者であ ること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立 てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)によ る再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除 く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合で当該組合の構成員が参加を希望していない者であること。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号)第 2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条第1項に規定する暴力 団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当しない者であること。

7 見積の日時・場所等

(1) 見積の日時・場所 上記5指名通知書により通知する。

(2) 見積の無効

本見積説明書に示した見積参加資格のない者のした見積、見積に関する条件に違反した者のした見積その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する見積は無効とする。

(3) 見積の延期等

見積者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、見積合せを公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該見積を延期し、又はこれを中止することがある。

(4) 代理人による見積

ア 代理人が見積する場合には、見積書に見積参加資格者の氏名、名称 又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入し て押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、見積開始前に 委任状を提出しなければならない。 イ 見積者又はその代理人は、本調達に係る見積について他の見積者の 代理人を兼ねることができない。

(5) 見積合せの方法

- ア 開披は、見積合せ終了後、直ちに見積合せ場所において見積者又は その代理人を立ち会わせて行う。ただし、見積者又はその代理人が立 ち会わない場合は、見積事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- イ 見積者又はその代理人は、見積合せ開始時刻後においては、見積合 せ場所に入場することはできない。
- ウ 見積者又はその代理人は、見積合せ場所に入場しようとするときは、 見積関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書 又は見積権限に関する委任状を提示しなければならない。
- エ 見積者又はその代理人は、見積合せ執行職員又はその補助者が特に やむを得ない事情があると認めた場合のほか、見積合せ場所を退場す ることができない。
- オ 開披をした場合において、見積者又はその代理人の見積のうち、予 定価格の制限に達した価格の見積がないときは、再度の見積を行う。 なお、再度見積の回数は、原則として2回を限度とする。

8 その他

(1) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、契約の相手方として決定された後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、契約の相手方としての決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは免除することがある。

(2) 見積者に要求される事項

見積合せ参加者は、本見積説明書、仕様書、契約書案等について、 疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、見積合 せ後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(3) 契約の相手方の決定方法

ア 札幌市契規則第7条の規定に基づき作成された予定価格を超え最高 価格をもって有効な見積を行った者を契約の相手方とする。 イ 契約の相手方となるべき同価の見積をした者が2人以上あるときは、 直ちに、当該見積者にくじを引かせて契約の相手方を決定するものと する。

この場合において、当該見積者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該見積事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 決定の取消し

契約の相手方が次の各号の一に該当するときは、当該決定を取り消すものとする。

- ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。
- イ 見積に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- ウ その他見積に際し見積参加の条件に欠けていたとき。
- (5) 契約書の作成
 - ア 見積合せを執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約 書を取り交わすものとする。
 - イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるとき は、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書 の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1 通を契約の相手方に送付するものとする。
 - エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (6) 契約条項 別紙のとおり